

(陳受25第11号)

武蔵野中央公園北ホール存続に関する陳情

受理年月日

平成25年11月12日

陳情者

八幡町1-4-5

日本スポーツ吹矢協会

吉祥寺支部副代表 中村 高一 ほか34名

陳情の要旨

武蔵野中央公園北ホールは、武蔵野市八幡町2丁目5番3号に位置し、昭和61年12月に開設された施設です。ロビー・調理室・多目的室・ホール・会議室があり、多くの市民に利用されています。武蔵野市が富士重工と協議し、同社社宅ビルの建設に当たり、市の要請により同社の経費においてビルの一部に市民コミュニティ施設が開設され、市の負担で運営してきたと聞いております。最近になって、利用者の一部の方々から市の運営費が今年度限りで打ち切られる可能性があるとの聞き、大変驚きました。武蔵野市民の活動は、とても活発であり、スポーツ吹矢・カラオケ・ダンス・よさこい・エアロビクス・書道・踊り・絵画・会議等さまざまなグループ利用のある北ホールは、市民活動になくてはならない存在です。八幡町コミュニティセンターが移転新築されましたが、北ホールのような頑丈で広いホール等を備えている代替施設となっているものではありません。また、北ホールは八幡町近隣住民だけでなく、全市民向けの施設として広く利用されております。「季刊むさしの秋号」にも市民活動促進の記事がありますが、活動拠点の場の確保が、市民活動立ち上げの大きな課題の1つとして取り上げられております。

以上の趣旨から、武蔵野中央公園北ホールを平成26年度以降も市民施設として存続することを求め、陳情いたします。